

令和3年  
12月号

# 濱田会計事務所通信

令和3年12月1日発行 Vol.52

令和3年度の税制改正において電子帳簿保存法が改正され、令和4年1月から改正された電子帳簿保存法が施行されます。今のところ具体的な罰則はないようですが、ほとんどの事業者に関係してきますので、必ず確認をして下さい。

支援金の申請など、今後は電子手続きを強制的にさせられたり、電子化が遅れるとデメリットになるような事が増えていくのではないかと思います。

時代の流れと共に今までとは違う対応が発生しますが、新しいことはご案内して参りますので、事務所通信やYouTubeチャンネルを御参考下さい。

## 令和4年1月から電子取引データの保存が必要となります

請求書や領収書のPDFファイルを、電子メールで受け取ることや、WEBページからダウンロードして受け取れることを電子取引といいます。

現在は、それらの取引情報は①電磁的記録②COM③書面のいずれかの方法で保存する必要がありますが、令和3年度税制改正により、令和4年1月1日以降は②③での対応は「廃止」されることとなりました。そのため今後は紙等に出力して保存する方法は認められなくなり、電磁的記録により保存を行う必要があります。

### 電子取引の保存要件

#### (1)真実性の要件

以下の措置のいずれかを行うこと

- ①タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
- ②取引情報の授受後、速やかにタイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
- ④正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定め、その規定に沿った運用を行う

#### (2)可視性の要件

- ・保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと
  - ・電子計算機処理システムの概要書を備え付けること
  - ・下記の検索機能を確保すること
- ①取引年月日、取引金額、取引先により検索できること
  - ②日付又は金額の範囲指定により検索できること
  - ③二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること
- ※ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③は不要  
※基準期間（原則2年前）の売上が一千万円以下の事業者がダウンロードできる機能を備えていれば検索機能は不要

詳しくは動画でも解説していますので、そちらもご覧下さい。



## 事業復活支援金

政府は令和3年11月20日、コロナ禍の影響を受けた中小企業、中堅企業、小規模事業者、個人事業主に対し、新たに「事業復活支援金」を支給すると発表しました。  
未定の部分も多いですが、概ね以下のような内容になるようです。

### 給付対象

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が50%以上または、30%以上50%未満減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主

### 給付額

2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上減少率に応じて、5カ月分（11月～3月）の売上減少額を基準に算定した金額を給付

- ・売上減少率が50%以上の場合  
法人は事業規模に応じて250万円以内、個人事業者は50万円以内
- ・売上減少率が30%以上50%未満の場合  
法人は事業規模に応じて150万円以内、個人事業主は30万円以内

### 申請書類

- ・確定申告書
- ・売上台帳
- ・本人確認書類の写し
- ・通帳の写し
- ・その他中小企業庁が必要と認める書類

### 申請方法

電子申請

※ただし、電子申請に支障がある申請者の申請サポートを実施

### 申請時期

未定

動画解説はこちら



YouTube  
チャンネル



## 事務所からのお知らせ

### 【最近の動画】

- ・事業復活支援金
- ・改正電子帳簿保存法
- ・103万円と130万円の壁を超えたらこうなる
- ・ふるさと納税限度額の計算

### 【年末年始休暇のご案内】

誠に勝手ながら下記の通り年末年始のお休みを頂きます。

**令和3年12月29日(水)～令和4年1月4日(火)**

1月5日より平常業務いたします。

尚、お急ぎの御用件がありましたらお電話下さい。



濱田会計事務所

HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

